

## 金沢大学法科大学院における市民法律相談型クリニックの実施方法と課題

著者	野坂 佳生
雑誌名	法曹養成と臨床教育 = Lawyers and clinical education
巻	4
ページ	176-182
発行年	2011-11-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/44077">http://hdl.handle.net/2297/44077</a>

# 金沢大学法科大学院における市民法律相談型クリニックの実施方法と課題

野坂佳生

## 1 はじめに

金沢大学法科大学院におけるリーガル・クリニック（科目名「クリニック」）は、履修者が基本的には単独で一般市民から法律相談を受け、法的助言までを行うという市民法律相談型（無料法律相談所型）クリニックであり、相談内容の事前聴取やスクリーニングは全く行っていない。後者については、リーガル・クリニックの教育・研究目的との関係が問題になり得るところであり<sup>1</sup>、実際上も程度の差はあれ何らかの相談内容事前聴取を行う実施方法が一般的ではないかとも考えられる<sup>2</sup>。

しかし、この問題は、リーガル・クリニックの教育目的のうち如何なる点に重点を置くかにも関係するのであって、本報告の目的は、過去の法律相談内容と履修者アンケートの集計結果を踏まえ、上記のような当法科大学院の

実施方法が有する臨床法学教育的な効果の長短について問題提起を行うところにある。

以下においては、まず、金沢大学法科大学院におけるクリニック実施方法の概要を報告し【2】、次に、過去の相談内容と履修者アンケートの集計結果を報告し【3】、これらを踏まえて、現在の実施方法の臨床法学教育的な効果の長短を検討したうえで【4】、市民法律相談型クリニックの実施方法に関する私見を付言する【5】。

## 2 金沢大学法科大学院におけるクリニックの実施概要

### (1) 科目概要

ア. 担当教員：研究者教員1名、実務家教員3名（専任2名、非常勤1名）の計4名で担当している（平成23年度時点）。なお、後述の事前研修は実務家専任教員1名が、事後研修は研究者教員と実務家専任教員各1名が、それぞれ担当している。

イ. 履修年次及び単位数：履修者自ら市民の法律相談を受けて法的助言までを行うため、履修年次は3年次に限定している。履修単位は2単位で、模擬裁判及びエクスターンシップを含めた3科目のうち2科目が選択必修となっている。

ウ. 履修者数：例年、3年生の大部分（平成20年度以前の入学者については30数名のうち25名から30名程度、平成21年度入学者については17名のうち16名）がクリニッ

---

<sup>1</sup> リーガル・クリニックの教育目的・教育効果には複数のものがあり得るが（小島延夫「早稲田大学リーガル・クリニックの実施計画」215頁・宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』成文堂・2003所収）、例えば、これらのうち「民事法理論が現実にとどのように具体化されるかを体験的に学習する」ことに重点を置くならば、およそ理論的な問題点を全く含まない相談は教育的に望ましくないことになるであろうから、そうした意味において、相談内容の事前把握とスクリーニングが望ましいということになる。

<sup>2</sup> 一例としては、北海道大学法科大学院における市民法律相談型クリニックの実施方法（「北海道大学法科大学院生による無料法律相談について」週刊法律新聞・第1881号）。

クの履修を選択している。

## (2) 実施方法

ア. 広報及び相談予約受付：毎年5月上旬に前期の相談会開催日，10月上旬に後期の相談会開催日を，新聞折り込みチラシ，自治会回覧板，金融機関等へのポスター掲示により市民に広報している。相談予約は大学事務職員が電話または電子メールで受け付けており，税務関連相談は受け付けられない旨を告知する以外，相談内容の確認は行っていない。例年，広報後1か月前後で相談予約枠が埋まり，以後の相談予約申込者にはキャンセル待ちをしていただいている。

イ. 事前研修：ガイダンス（秘密保持誓約書の徴求を含む）に60分，法律相談の基礎技能に関する講義に90分，前年度の相談事例（事後研修で事例検討の対象としたもの）を用いた模擬法律相談に120分を充てている。模擬法律相談では，履修者4名が1組となり，4件の相談事例について交代で1名が相談者役となる。他の3名は，相談者役の学生から相談内容を聴取し，法律面・事実面の問題点を検討して，相談者役の学生に法的助言を行う。その後，相談者役の学生は，相談への対応や法的助言に対する満足度について感想を述べる。履修者アンケートを見る限り，こうした模擬法律相談方式による事前研修は非常に好評である。

ウ. 事前見学及び法律相談実習：履修者4名が1組となり，各班は前・後期各1回ずつの相談会を担当する。1回あたりの相談予約件数は4件で，担当班の4名が各自1件の相談を担当する（翌週の担当班4名も見学者として同席する。）。法律相談の進行は，①まず担当学生が相談者から相談内容を聴取し，②いったん相談者に室外で待機していただき，担当班と見学者（次回担当班）の計8名で法律面・事実面の問題点を検討し，③再び相談者を相談室に案内して担当学生が相談者に法的助言を行う。この間，指導弁護士は，①事実聴取に不十分な点があれば追加聴取を指示し，②問題点の検討に不足があれば追加検討を指示し，③相談者が助言内容を誤解することのないように必要に応じて相談者への補足説明を行うが，基本的には後見的役割に徹し，なるべく口を挟まないこととしている（ただし，助言内容については指導弁護士が相談者に対して責任を負う。）。

エ. 事後研修：当該年度の全法律相談の中から，実務的または法理論的な観点から教育的に有益と思われる事案4～5件を教員が選択して，各件の相談を担当した履修者が相談内容を報告した後，履修者全員で問題点を検討する（180分）。

オ. 指導弁護士：金沢弁護士会法科大学院支援委員会が各回の指導弁護士を決めて法科大学院に連絡する。指導弁護士には，非常勤講師に準じた謝金を支給している。なお，相談予約受付段階で紛争の相手方名を聴取しないため，相談過程で指導弁護士とのコンフリクトが判明することが稀にあり，この場合は，立会教員が実務家であれば当該教員が指導弁護士を務め，立会教員が研究者の場合には，相談者に理由を説明して，法テラスなど他の機関を紹介している。

### 3 過去の相談内容の傾向及び履修者の授業評価

#### (1) 相談内容の傾向

後掲別表【相談内容集計表】のとおり、民法及び民法周辺法の知識で対応できる相談が全体の9割程度を占める。訴訟マニア的な相談者からの相談など対応困難な相談は、実施初年度に何件か見受けられたものの、法科大学院生による無料法律相談会の開催が市民に浸透するにつれて減少しており、近年では皆無に近い。

#### (2) 履修者の授業評価

平成20年度から平成22年度までの履修者アンケート集計結果によれば（回答総数79）、①事前研修が法律相談実習の役に立ったかについては、「とても役に立った（45）」「ある程度役に立った（30）」との回答が、あわせて全体の94.9%、②法律相談実習が実務家養成の観点から有益だったかについては、「とても有益（64）」「ある程度有益（14）」との回答が、あわせて全体の98.7%、③法律相談実習が新司法試験受験という観点から有益だったかについては、「とても有益（32）」「ある程度有益（34）」との回答が、あわせて全体の83.5%となっている。自由記載欄には、「事実が何かということが最も重要だと再認識した。」「条文の重要性を再認識した。」「何が答えかではなくて何が問題かが問題だと再認識した。」といった記載が多い。いずれも法律家にとっては当然のことではあるが、それだけに法律相談実習が法的素養の涵養に有益であることを示しているとも言えよう。なお、「なんとか相談者の希望に沿える法律構成を考えようとすることは受験にも役立つ。」といったように、新司法試験の受験面でも有益である旨の記載も多く見受けられる<sup>3</sup>。他方においては、「指導弁護士の介入度に個人差がある。」「相談内容の概略を事前に把握したい。」との感想や意見も複数見受けられるところであり、これらの課題については項を改めて検討する。

### 4 今後の課題

#### (1) 履修者との関係

履修者との関係では、相談内容を事前には一切聴取しない（当然、事前スクリーニングもしない）ことのメリット・デメリットが問題であり、この点は、かねてよりの検討課題ではあるが、現時点では、相談内容を事前聴取して担当学生に概略を伝えたり、教育的観点から相談案件をスクリーニングしたりすることは考えていない。相談者自身も、「自分が相談したいことは何か」を正確に自覚しているとは限らないのであって<sup>4</sup>、相談者とのコミュニケーションを通じて「相談者が相談したいことを把握すること」自体が法律相談型クリニックにおける重要な教育目的のひとつだと考えるからである。換言すれば、この作業の一部な

<sup>3</sup> 新司法試験合格者からも同様の感想が述べられている（武田京子「リーガルクリニックの意義」173-174頁・法曹養成と臨床教育 No. 2（2009）所収）。

<sup>4</sup> 相談者には相談室に入る前に相談カードに相談したいことの概略を記入していただくが、相談が終わってみると、相談カードに記載された「相談概要」が相談のポイントと乖離していることも珍しいことではない。

りとも、教員が代行すべきではないという考え方もあるのではなかろうか。もとより、その結果として、教育的意義に著しく欠ける「対応困難な相談」が頻出しかねないことが懸念されるものの、先述のとおり、そのような相談はほとんど見受けられないうえに、民法及び民法周辺法の知識のみで対応可能な相談が全体の約9割を占めているのであるから、少なくとも現状においては、デメリットがメリットを上回っているという状況にはないと言えよう。

## (2) 相談者との関係

相談者との関係では、法律相談が教育目的を兼ねることによる相談者への負担の問題がある。相談途中でいったん退出し、20分ないし30分程度の待ち時間の後に再び相談室内に入って、ようやく助言を受けられるという不便さである。しかし、相談者アンケート結果をみる限り、この点に不満を抱いている相談者は、ほとんどいないようである<sup>5</sup>。

## (2) 指導弁護士との関係

指導弁護士との関係では、介入の程度に個人差があるとの指摘が履修者アンケートには見受けられる。この点については、相談事案には個性があることから、一律のマニュアルを策定することには困難が伴うものの、金沢弁護士会法科大学院支援委員会を通じて、基本的姿勢を全ての指導弁護士が共有できるように働きかけていく必要性を感じているところである。

## 5 おわりに

法律相談業務が弁護士にとって決して容易な業務でないことは、改めて言うまでもないところである。そこでは、一定のレベルのコミュニケーション・スキルとカウンセリング・マインドが求められる。その意味において、市民法律相談型クリニックに固有の教育的意義があるとすれば、それは、事案分析・法的问题点の抽出・相談者が望む結果を実現するための法律構成といった法学的技能の範疇外にある上記のようなスキルやマインドの涵養にあるとは言えないであろうか<sup>6</sup>。この観点からは、多くの履修者の要望にもかかわらず、「相談内容が何なのかを相談者とのコミュニケーションを通じて把握する」というプロセスの一部を教員が代行することには、そこに十分な教育的メリットがあることを認識しつつも、なお躊躇を感じざるを得ないところである。

(のさか・よしお金沢大学大学院法務研究科教授／弁護士)

---

<sup>5</sup> 法科大学院生による法律相談であることを承知で相談に訪れている以上、教育目的を兼ねていることは事前に予測しているということもあろう。むしろ、「多数の学生が時間をかけて慎重に問題点を検討してくれた」ことに対して満足感を示すアンケート回答も少なくない。

<sup>6</sup> 臨床法学教育におけるコミュニケーション・スキル育成の重要性に言及するものとして、仁木恒夫「臨床教育における依頼者とのコミュニケーション力の教育」52-57頁・法曹養成と臨床教育 No. 3 (2010) 所収。

【相談内容集計表】

(単位：件)

		2006年	2007年	2008年
一般民事	売買瑕疵担保	1	1	1
	請負瑕疵担保・建築工事紛争	1	1	
	債権回収（貸金・売掛金・その他）	2	5	4
	金融債務・保証（除・多重債務）	2	1	1
	多重債務		3	
	共有物分割	1		
	不動産紛争（除・借地借家紛争）	1	3	1
	借地借家	3	4	4
	交通事故	3		1
	医療事故		1	
	学校事故			1
一般不法行為（詐欺を含む）		2	1	
小計		14	21	14
相隣関係	境界紛争	4		2
	落雷紛争	1		1
	割家（わりや）関係	1	1	
	生活妨害・嫌がらせ行為		2	
小計		6	3	3
親族・相続	離婚・内縁破棄・婚約不履行	6	5	4
	養育料・面接交渉	1		
	養子縁組解消	1		
	遺産分割・遺留分減殺	8	9	7
	遺言【注2】	8	2	8
	財産管理・成年後見	4	2	1
小計		28	18	20
労働	賃金手当関係	1		
	解雇紛争	1		
	人事（出向・転籍）		1	
	懲戒処分	1		
小計		2	1	0
会社・商事	株式	1	1	
	役員責任	1	1	
	保険・金融商品取引		1	
小計		2	3	0
行政	行政処分に対する不服等		2	2
	租税関係（課税見込み等）【注3】		2	2
小計		0	4	4
相談件数合計		52	50	41
予約件数合計（履修者数×2）		54	48	48

【注1】同一の相談者が複数の相談をした場合には相談件数によりカウントしている。

【注2】相続に関する相続開始前の予防的相談は「遺言」に分類している。

【注3】広報チラシには「税務相談は相談対象外」である旨を記載している。